

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <p>- 1 一般的な事務処理等</p> <p>- 1 - 1 一般的な監督事務</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について 財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、金商法第56条の2第1項の規定に基づき次に掲げるモニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。 【金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）へのモニタリング】 ~ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【金融商品取引業者（投資運用業を行う者）へのモニタリング】</p>	<p><u>金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <p>- 1 一般的な事務処理等</p> <p>- 1 - 1 一般的な監督事務</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について 財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、金商法第56条の2第1項の規定に基づき次に掲げるモニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。 【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】 ~ (略)</p> <p>【国内所在の金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利に係る募集・私募又は募集の取扱い・私募の取扱いを行う者へのモニタリング（ファンド毎に実施）】 <u>ファンド名</u> <u>ファンドの種類</u> <u>投資対象</u> <u>運用財産額又は運用財産予定額</u> <u>募集等額</u></p> <p>【国内所在の金商法第2条第8項第15号八の業務を行う者及び定義府令第16条第1項第10号ホの届出を行っている者へのモニタリング（フ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>ファンド名 ファンドの種類 <u>運用財産総額</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>- 2 <u>苦情処理・情報提供等</u></p> <p>(1) <u>苦情等への対応</u> 金融商品取引業者等及び金融商品取引に関する苦情に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な苦情受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき金融商品取引業者等の経営の健全性を確保することが当局の職務であることを明確に説明するとともに、<u>金商法に基づき苦情対応・処理を行う機関として、金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体を紹介するものとする。</u></p> <p>(2) <u>情報の蓄積</u> 金融商品取引業者等に関する<u>苦情・情報提供のうち、金融商品取引業者等の経営の健全性を確保する上で参考になると考えられるもの</u>については、その内容を記録(別紙様式 - 12)するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課室に報告するも</p>	<p><u>ファンド毎に実施)】</u> ファンド名 ファンドの種類 <u>投資対象</u> <u>運用財産額</u> <u>純財産額</u> <u>自己・受託の別</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>- 2 <u>相談・苦情等への対応</u></p> <p>(1) <u>基本的な対応</u> 金融商品取引業者等及び金融商品取引に関する<u>相談・苦情等</u>に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な<u>受付窓口</u>となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき金融商品取引業者等の経営の健全性を確保することが当局の職務であることを明確に説明するとともに、<u>金商法に基づき相談・苦情等への対応を行う機関として、金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体を紹介するものとする。</u> <u>なお、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が金融商品取引業者等側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において、当該金融商品取引業者等への情報提供を行うこととする。</u></p> <p>(2) <u>情報の蓄積</u> <u>各財務局においては、金融商品取引業者等に関する相談・苦情のうち、金融商品取引業者等の経営の健全性を確保する上で参考になると考えられるもの</u>については、その内容を記録(別紙様式 - 12)するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>のとする。</p> <p>(新設)</p> <p>・監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 2 財務の健全性等(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 2 - 6 国際的に活動する金融商品取引業者グループについて(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) グループの経営管理会社又はグループ内の金融商品取引業者に対し、<u>金商法第56条の2第1項の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めるとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。</u> なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに自主的な改善を促すこととする。更に、その改善のために必要と認められる場合には、<u>金商法第51条等の規定に基づく業務改善命令等を発出することとする。</u></p> <p>金融商品取引業者グループの構成企業(同企業が金融機関である場合はその監督官庁も含む。変更があった場合も遅滞なく報告。) ~ (略)</p>	<p>当課室に報告するものとする。</p> <p>(3) <u>金融サービス利用者相談室との連携</u> <u>監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。</u> <u>相談室から回付される相談・苦情等の分析</u> <u>相談室との情報交換</u></p> <p>・監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 2 財務の健全性等(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 2 - 6 国際的に活動する金融商品取引業者グループについて(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) グループの経営管理会社又はグループ内の金融商品取引業者に対し、<u>金商法第56条の2第1項又は第2項の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めるとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。</u> なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに自主的な改善を促すこととする。更に、その改善のために必要と認められる場合には、<u>金商法第51条等の規定に基づく業務改善命令等を発出することとする。</u></p> <p>金融商品取引業者グループの構成企業(同企業が金融機関である場合はその監督官庁名を併記。変更があった場合も遅滞なく報告。) ~ (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(4) (略)</p> <p>- 3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>- 3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 証券化商品の販売に係る留意事項(証券化商品の追跡可能性(トレーサビリティ)の確保)</p> <p>証券化商品の中には、複雑な構造を有し、組成・販売の過程に複数の関係者が介在するものがあり、原資産の組成者から、証券化商品の組成者、販売者(場合によっては二次販売者)、投資家に至る一連の流れの中で、原資産の内容やリスクにつき適切な情報伝達が行われない場合には、投資家におけるリスクの的確な把握が困難になるおそれがある。</p> <p>証券化商品の取引は、基本的にはプロ同士(証券会社等と適格機関投資家等)の取引と考えられるため、法令上の開示規制や業者の説明義務の対象にはならない可能性が高いものの、その販売に関しては、<u>上記の視点も踏まえ、以下のような点に留意するものとする。</u></p> <p>なお、証券会社等が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。</p> <p>~ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>- 3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p>	<p>(4) (略)</p> <p>- 3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>- 3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 証券化商品の販売に係る留意事項(証券化商品の追跡可能性(トレーサビリティ)の確保)</p> <p>証券化商品の中には、複雑な構造を有し、組成・販売の過程に複数の関係者が介在するものがあり、原資産の組成者から、証券化商品の組成者、販売者(場合によっては二次販売者)、投資家に至る一連の流れの中で、原資産の内容やリスクにつき適切な情報伝達が行われない場合には、投資家におけるリスクの的確な把握が困難になるおそれがある。</p> <p>証券化商品の取引は、基本的にはプロ同士(証券会社等と適格機関投資家等)の取引と考えられるため、法令上の開示規制や業者の説明義務の対象にはならない可能性が高いものの、その販売に関しては、<u>上記の視点も勘案し、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」を踏まえ、以下のような点に留意するものとする。</u></p> <p>なお、証券会社等が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。</p> <p>~ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>- 3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 3 - 2 - 2 発行体に対するチェック機能の発揮</p> <p>(1) 引受け等の審査に係る留意事項 <u>日本証券業協会公正慣習規則第14号「有価証券の引受け等に関する規則」</u>等を踏まえ、発行体の財務状態及び経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。 ~ (略) 著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件により引受けを行うことを防止するために、法令や<u>公正慣習規則</u>を踏まえ、価格の算定方法等に関する適切な規程が整備されるとともに、引受けの条件を適切に決定するための態勢整備が図られているか。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>- 3 - 2 - 2 発行体に対するチェック機能の発揮</p> <p>(1) 引受け等の審査に係る留意事項 <u>日本証券業協会自主規制規則「有価証券の引受け等に関する規則」</u>等を踏まえ、発行体の財務状態及び経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。 ~ (略) 著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件により引受けを行うことを防止するために、法令や<u>自主規制規則</u>を踏まえ、価格の算定方法等に関する適切な規程が整備されるとともに、引受けの条件を適切に決定するための態勢整備が図られているか。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業)</u></p> <p>- 2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)</p> <p>- 2 - 1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>- 2 - 1 - 1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 証券化商品の販売に係る留意事項(証券化商品の追跡可能性(トレーサビリティ)の確保) みなし有価証券販売業者の中には、金商法第2条第2項第1号及び第</p>	<p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業)</u></p> <p>- 2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)</p> <p>- 2 - 1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>- 2 - 1 - 1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 証券化商品の販売に係る留意事項(証券化商品の追跡可能性(トレーサビリティ)の確保) みなし有価証券販売業者の中には、金商法第2条第2項第1号及び第</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>2号に規定する信託受益権について第28条第2項第2号に規定する行為を業として行う者(以下「信託受益権販売業者」という。)があるが、これらの者が取り扱う<u>証券化商品(信託受益権)</u>についても、原資産の情報が投資者に適切に伝達されることが重要である。そのため、以下のような点に留意するものとする。</p> <p>なお、信託受益権販売業者が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。</p> <p>～ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>2号に規定する信託受益権について<u>金商法第28条第2項第2号</u>に規定する行為を業として行う者(以下「信託受益権販売業者」という。)があるが、これらの者が取り扱う<u>信託受益権のうち証券化商品と同様の性質を有するもの</u>についても、原資産の情報が投資者に適切に伝達されることが重要である。そのため、<u>信託受益権販売業者がこのような信託受益権の販売等を行う場合においても、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」</u>に準じて、以下のような点に留意するものとする。</p> <p>なお、信託受益権販売業者が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。</p> <p>～ (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p><u>・ 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)</u></p> <p>- 2 業務の適切性(投資運用業)</p> <p>- 2 - 5 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項</p> <p>- 2 - 5 - 3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>・ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>・ 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)</u></p> <p>- 2 業務の適切性(投資運用業)</p> <p>- 2 - 5 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項</p> <p>- 2 - 5 - 3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>・ (略)</p> <p><u>投資法人による劣後投資法人債の発行について</u></p> <p><u>投資法人が劣後投資法人債を発行する場合には、発行条件(利回り等)によっては投資主の利益を損ねるおそれがあることを踏ま</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>__ ~ __ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>- 3 諸手続(投資運用業)</p> <p>- 3 - 3 投資法人に係る事務処理上の留意点</p> <p>- 3 - 3 - 5 証明書の発行</p> <p>(1) 信託会社等に対する証明書の発行 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 信託会社等の租税特別措置法第83条の3第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の7第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、当該信託会社等が租税特別措置法第83条の3第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。 イ・ロ。(略)</p> <p>八. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとするj。 a. (略) b. 資金の借入がなされている場合は、当該借入が<u>適格機関投資家(金商法第2条第3項第1号のうち総務省令で定めるものに限る。)</u>からのものであること。 c. (略)</p>	<p><u>え、当該発行による資金調達必要性や発行条件の妥当性等について慎重に検討するとともに、それらの情報を適切に公表しているかどうかに留意することとする。</u></p> <p>__ ~ __ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>- 3 諸手続(投資運用業)</p> <p>- 3 - 3 投資法人に係る事務処理上の留意点</p> <p>- 3 - 3 - 5 証明書の発行</p> <p>(1) 信託会社等に対する証明書の発行 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 信託会社等の租税特別措置法第83条の3第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の7第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、当該信託会社等が租税特別措置法第83条の3第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。 イ・ロ。(略)</p> <p>八. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。 a. (略) b. 資金の借入がなされている場合は、当該借入が<u>金商法第2条第3項第1号の適格機関投資家からのものであること。</u> c. (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>不動産取得税の軽減に係る証明書の発行 信託会社等の地方税法附則第11条第14項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第7条第12項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 イ．．口．（略）</p> <p>(2) 投資法人に対する証明書の発行 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 投資法人の租税特別措置法第83条の3第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の7第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の3第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。 イ．．口．（略）</p> <p>八．証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。 a．．b．（略） c．資金の借入がなされている場合は、当該借入が<u>適格機関投資家（金商法第2条第3項第1号のうち総務省令で定めるものに限る。）</u>からのものであること。 d．（略）</p> <p>不動産取得税の軽減に係る証明書の発行 投資法人の地方税法附則第11条第15項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第7条第14項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 イ．．口．（略）</p> <p><u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)</u></p>	<p>不動産取得税の軽減に係る証明書の発行 信託会社等の地方税法附則第11条第12項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第7条第12項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 イ．．口．（略）</p> <p>(2) 投資法人に対する証明書の発行 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 投資法人の租税特別措置法第83条の3第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の7第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の3第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。 イ．．口．（略）</p> <p>八．証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。 a．．b．（略） c．資金の借入がなされている場合は、当該借入が<u>金商法第2条第3項第1号の適格機関投資家からのものであること。</u> d．（略）</p> <p>不動産取得税の軽減に係る証明書の発行 投資法人の地方税法附則第11条第13項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第7条第14項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 イ．．口．（略）</p> <p><u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>VIII-1 業務の適切性(登録金融機関)</p> <p>VIII-1-1 個別業務の適切性</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) 金融商品仲介業務を行う登録金融機関にあっては、 (略) 金融商品仲介業務に従事する者が法令を遵守するために顧客に告知しなければならない融資業務に係る情報や、金融商品仲介業務を行うため又は委託金融商品取引業者の法令遵守のために行われる当該委託金融商品取引業者との間での顧客情報の授受について、内部管理責任者(日本証券業協会公正慣習規則第13号「協会の内部管理責任者等に関する規則」に定める内部管理責任者をいう。)等が適切に管理を行っているか。</p> <p>(9)~(11) (略)</p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務)</u></p>	<p>VIII-1 業務の適切性(登録金融機関)</p> <p>VIII-1-1 個別業務の適切性</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) 金融商品仲介業務を行う登録金融機関にあっては、 (略) 金融商品仲介業務に従事する者が法令を遵守するために顧客に告知しなければならない融資業務に係る情報や、金融商品仲介業務を行うため又は委託金融商品取引業者の法令遵守のために行われる当該委託金融商品取引業者との間での顧客情報の授受について、内部管理責任者(日本証券業協会自主規制規則「協会の内部管理責任者等に関する規則」に定める内部管理責任者をいう。)等が適切に管理を行っているか。</p> <p>(9)~(11) (略)</p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務等)</u></p>
<p>- 1 適格機関投資家等特例業務に係る業務の適切性</p> <p>- 1 - 2 適格機関投資家等自己運用業者の実態把握 適格機関投資家等自己運用業者(適格機関投資家等自己運用業(金商法第63条第1項第2号に規定する業務をいう。)を行う者をいう。)の業務に関する適切な状況把握を行うため、以下の事項に関し、金商法第63条第7項の規定に基づき、モニタリング調査票の提出を求めるとする。 _____ ファンド名 _____ ファンドの類型</p>	<p>- 1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p> <p>- 1 - 2 実態把握 適格機関投資家等特例業者等(適格機関投資家等特例業者又は特例投資運用業者(改正法附則第48条第1項に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の業務に関する適切な状況把握を行うため、以下の事項に関し、金商法第63条第7項及び改正法附則第48条第3項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めるとする。 【国内所在の金商法第63条第1項第1号に規定する業務を行う者への</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>運用財産総額</u></p> <p>- 2 諸手続</p> <p>- 2 - 1 届出業者リストの作成・公表及び更新等</p> <p>投資者が各業者の属性（登録業者と届出業者との別）に関する情報を把握できるよう、<u>適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者又は特例投資運用業者（改正法附則第48条第1項に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）</u>の商号、名称又は氏名、届出日、管轄財務局及び届出根拠（適格機関投資家等特例業者と特例投資運用業者との別）を掲載したリスト（以下「届出業者リスト」という。）を公表する。</p> <p>このため、財務局は1月ごとに、金商法第63条第2項、第3項若しくは第6項、第63条の2若しくは第63条の3第1項若しくは第2項又は改正法附則第48条第3項に基づく届出の受理状況を報告するものとする。金融庁は、当該報告等に基づいて届出業者リストを作成・更新し、金融庁ホームページに掲載するものとする。</p>	<p><u>モニタリング（ファンド毎に実施）】</u></p> <p><u>ファンド名</u></p> <p><u>ファンドの類型</u></p> <p><u>投資対象</u></p> <p><u>運用財産額又は運用財産予定額</u></p> <p><u>募集等額</u></p> <p><u>【国内所在の金商法第63条第1項第2号に規定する業務を行う者及び特例投資運用業者へのモニタリング（ファンド毎に実施）】</u></p> <p><u>ファンド名</u></p> <p><u>ファンドの類型</u></p> <p><u>投資対象</u></p> <p><u>運用財産額</u></p> <p><u>純財産額</u></p> <p>- 2 諸手続</p> <p>- 2 - 1 届出業者リストの作成・公表及び更新等</p> <p>投資者が各業者の属性（登録業者と届出業者との別）に関する情報を把握できるよう、<u>適格機関投資家等特例業者等の商号、名称又は氏名、届出日、管轄財務局及び届出根拠（適格機関投資家等特例業者と特例投資運用業者との別）</u>を掲載したリスト（以下「届出業者リスト」という。）を公表する。</p> <p>このため、財務局は1月ごとに、金商法第63条第2項、第3項若しくは第6項、第63条の2若しくは第63条の3第1項若しくは第2項又は改正法附則第48条第3項に基づく届出の受理状況を報告するものとする。金融庁は、当該報告等に基づいて届出業者リストを作成・更新し、金融庁ホームページに掲載するものとする。</p> <p>なお、<u>上記 - 1 - 2 のモニタリング調査表の提出がない等の問題が認められた適格機関投資家等特例業者等については、当該事実を届出業</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>なお、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡をとることができず、その営業所を確知できないような適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。その上で、当該掲載の日から3月を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないときは、原則として、当該適格機関投資家等特例業者等についての情報を届出業者リストから削除するものとする。</p> <p>(別紙様式 - 15)(投資信託)(地方税) (日本工業規格A 4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>申請者 所在地 商号 (会社名) 取締役 (氏名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第14項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第12項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款(写) ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)</p>	<p><u>者リストに掲載することとする。</u>また、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡をとることができず、その営業所を確知できないような適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。その上で、当該掲載の日から3月を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないときは、原則として、当該適格機関投資家等特例業者等についての情報を届出業者リストから削除するものとする。</p> <p>(別紙様式 - 15)(投資信託)(地方税) (日本工業規格A 4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>申請者 所在地 商号 (会社名) 取締役 (氏名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第12項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第12項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款(写) ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 : 運用報告書(直近期) : 地方税法施行令附則第7条第12項第4号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 - 14により作成のうえ添付すること。)</p>	<p>: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 : 運用報告書(直近期) : 地方税法施行令附則第7条第12項第4号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 - 14により作成のうえ添付すること。)</p>
<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第7条第12項第1号及び第3号に掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。 なお、当該投資信託は、同項第2号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託であり、当該投資信託に係る同条第11項に規定する投資信託委託業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている。</p> <p>2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第12項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。 (1) 同号イに該当する割合 100分の (2) 同号ロに該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第7条第12項第1号及び第3号に掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。 なお、当該投資信託は、同項第2号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託であり、当該投資信託に係る同条第11項に規定する投資信託委託業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている。</p> <p>2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第12項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。 (1) 同号イに該当する割合 100分の (2) 同号ロに該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>金融庁長官 印</p>	<p>金融庁長官 印</p>
<p>(別紙様式 - 17)(投資法人)(地方税) (日本工業規格 A 4)</p>	<p>(別紙様式 - 17)(投資法人)(地方税) (日本工業規格 A 4)</p>
<p>証明申請書</p>	<p>証明申請書</p>
<p>年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>財務(支)局 殿</p>	<p>財務(支)局 殿</p>
<p>申請者 住 所 商 号 (投資法人名) 執行役員 (氏 名) 印</p>	<p>申請者 住 所 商 号 (投資法人名) 執行役員 (氏 名) 印</p>
<p>申請者が 〃 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第15項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第14項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約(写)</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：資産運用報告書(直近期) ：地方税法施行令附則第7条第14項第4号口に該当する場合は、直近期の資産運用報告(又は直近の証明書)及びその他の資産 	<p>申請者が 〃 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第13項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第14項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約(写)</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：資産運用報告書(直近期) ：地方税法施行令附則第7条第14項第4号口に該当する場合は、直近期の資産運用報告(又は直近の証明書)及びその他の資産

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>の価格の状況（別紙様式 - 14により作成のうえ添付すること。）</p>	<p>の価格の状況（別紙様式 - 14により作成のうえ添付すること。）</p>
<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1．本件については、申請者が地方税法施行令附則（以下「令附則」という。）第7条第14項第1号及び第3号に掲げる要件を満たすものを取得したことによるものである。</p> <p>2．当該不動産の取得について、令附則第7条第14項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p style="padding-left: 2em;">当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p>	<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1．本件については、申請者が地方税法施行令附則（以下「令附則」という。）第7条第14項第1号及び第3号に掲げる要件を満たすものを取得したことによるものである。</p> <p>2．当該不動産の取得について、令附則第7条第14項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p style="padding-left: 2em;">当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p>